

平成二十六年十月二十日付け広島県報（定期）第八十三号に登載の広島県告示第六百六十一号（保安林予定森林にする旨の通知）の一部を次のように訂正する。

農林水産局森林保全課長

ページ	行	誤	正
一	一四から二六	<p>(二) 主伐として伐採をするこ とができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定め る標準伐期齢以上のものと する。</p> <p>(三) 間伐に係る森林は、次の とおりとする。</p>	<p>(二) その他の森林については、 主伐に係る伐採種を定めな い。</p> <p>(三) 主伐として伐採をするこ とができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定め る標準伐期齢以上のものと する。</p> <p>(四) 間伐に係る森林は、次の とおりとする。</p>